

号

農林水産省

記

輸入木材検疫要綱の別表2中

「	(3)薬剤散布	EDB 2.5% 及び MEP 0.5% 又は マラソン 0.5% を含む 混合油剤	1平方メートル当 たり 300cc以上
---	---------	--	--

を

」

(3)薬剤散布	2.5%のエチレ ンダイプロマイ ド及び0.5%の MEP若しくは マラソン並びに 灯油の混合剤又 は20%のME P若しくはマラ ソン及び灯油の 混合剤	1平方メートル当 たり 300cc以上	に、 」
(6)浸漬、浮 上部薬剤 散布	水中に30日間浸漬し、浮上部に対して 下記により薬剤散布する。 使用薬剤：EDB 2.5% 及び MEP 0.5 % 又は マラソン 0.5 % を含む 混合油剤 薬 量：1平方メートル当たり300 cc以上		を 」
(6)浸漬、浮 上部薬剤 散布	水中に30日間浸漬し、浮上部に対して 下記により薬剤散布する。 使用薬剤：2.5%のエチレンダイプロマ イド及び0.5%のMEP若し くはマラソン並びに灯油の混 合剤又は20%のMEP若し くはマラソン及び灯油の混合 剤 薬 量：1平方メートル当たり300 cc以上		に、 」
(10)分散防止 のための 薬剤散布	(ア)木材：EDB 2.5% 及び MEP 0.5 % 又は マラソン 0.5 % を含む混合油剤を 木材堆積表面1平方メートル 当たり 300cc以上散布 (イ)輸送車輛、作業場所等：MEP 2% 又は マラソン 1.5 % 粉剤を1平方メー トル当たり6g以上散布		を 」

「
(10) 分散防止
のための
薬剤散布

(ア) 木材：2.5%のエチレンジブロマイド及び0.5%のMEP若しくはマラソン並びに灯油の混合剤又は2.0%のMEP若しくはマラソン及び灯油の混合剤を木材堆積表面/平方メートル当たり300cc以上散布

(イ) 輸送車輛、作業場所等：MEP 2%又はマラソン1.5%粉剤を/平方メートル当たり6g以上散布
」

改める。